

新旧対照表

岡三の証券総合取引約款

新	旧
第5章 株式等振替決済取引 第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出 (1) (現行どおり) (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、<u>振替新投資口予約権</u>、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、<u>総新投資口予約権者通知</u>、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下第31条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。 第10条 振替の申請 (1) (現行どおり) (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が指定する日までに、次の①から⑧に掲げる事項を所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。 ①・② (現行どおり) ③ 上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、<u>新投資口予約権者</u>、優先出資者又は受益者（以下「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量の	第5章 株式等振替決済取引 第7条 発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出 (1) (省 略) (2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知（以下第31条において「総株主通知等」といいます。）又は個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。 第10条 振替の申請 (1) (省 略) (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が指定する日までに、次の①から⑧に掲げる事項を所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。 ①・② (省 略) ③ 上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録されるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者又は受益者（以下「株主等」といいます。）の氏名又は名称及び住所並びに上記①の数量のうち当該株主等ごとの

新	旧
うち当該株主等ごとの数量 ④～⑧ (現行どおり) (3)～(6) (現行どおり) 第14条 担保株式等の取扱い (1) (現行どおり) (2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、<u>担保新投資口予約権</u>、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。 (3) (現行どおり) 第19条 振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、<u>振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、<u>振替上場投資信託受益権又は振替受益権</u>について、抹消の申請があったものとみなします。 第23条の2 振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き <u>(1) (現行どおり)</u> <u>(2) 当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。</u>	数量 ④～⑧ (省 略) (3)～(6) (省 略) 第14条 担保株式等の取扱い (1) (省 略) (2) お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録された担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。 (3) (省 略) 第19条 振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債<u>又は</u>振替上場投資信託受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債<u>又は</u>振替上場投資信託受益権について、抹消の申請があったものとみなします。 第23条の2 振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き (省 略) <u>(2)</u> (新 設)

新	旧
第23条の4 振替上場投資信託受益権等の抹消手続き (1) (現行どおり) (2) 振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。 第31条 総株主通知等に係る処理 (1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、<u>振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日</u>、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、<u>振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者</u>、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。 (2)～(4) (現行どおり) 第33条 振替新株予約権等の行使請求等 (1)・(2) (現行どおり) <u>(3) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済</u>	第23条の4 振替上場投資信託受益権等の抹消手続き (1) (省 略) (2) 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。 第31条 総株主等の通知等に係る処理 (1) 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下同じ。）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。 (2)～(4) (省 略) 第33条 振替新株予約権の行使請求等 (1)・(2) (省 略) (新 設)

新	旧
<u>口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。</u> <u>(4)</u> 上記 (1) から (3) の発行者に対する新株予約権行使請求 <u>又は新投資口予約権行使請求</u> 及び当該新株予約権行使請求 <u>又は新投資口予約権行使請求</u> に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。 <u>(5)</u> お客様は、上記 (1)、(2) <u>又は (3)</u> に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権 <u>又は振替新投資口予約権</u> について、発行者に対する新株予約権行使請求 <u>又は新投資口予約権行使請求</u> を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求 <u>又は新投資口予約権行使請求</u> をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権 <u>又は振替新投資口予約権</u> の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。 <u>(6)</u> お客様は、上記 (5) に基づき、振替新株予約権 <u>又は振替新投資口予約権</u> について新株予約権行使請求 <u>又は新投資口予約権行使請求</u> を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使 <u>又は新投資口予約権行使</u> に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。 <u>(7)</u> お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権 <u>又は振替新投資口予約権</u> について、新株予約権	<u>(3)</u> 上記 (1) <u>及び (2)</u> の発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。 <u>(4)</u> お客様は、上記 (1) <u>又は (2)</u> に基づき、振替新株予約権付社債 <u>又は振替新株予約権</u> について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債 <u>又は振替新株予約権</u> の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。 <u>(5)</u> お客様は、上記 (4) に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。 <u>(6)</u> お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債 <u>又は振替新株予約権</u> について、新株予約権行使期間が満了したと

新	旧
行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社は直ちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。 <u>(8)</u> (現行どおり)	きは、当社は直ちに当該振替新株予約権の抹消を行います。 <u>(7)</u> (省 略)
第34条 振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い (1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。 (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。	第34条 振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い (1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。 (2) 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

改正日：平成27年2月1日